

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成 20 年 3 月 14 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ニトリ岩手北上店 北上市村崎野 14 地割 476 番 4 ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社ニトリ
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア 株式会社ニトリ
 - イ 株式会社しまむら
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成 20 年 11 月 4 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,440 平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 237 台
 - イ 出入口 1 箇所
- (7) 駐輪場の収容台数 150 台
- (8) 荷さばき施設の面積 360 平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 102 立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前 10 時
 - イ 閉店時刻 午後 9 時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 0 時から午後 12 時まで

2 届出年月日 平成 20 年 3 月 3 日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所